平成２９年（フ）第５３９１号
大阪府茨木市西田中町７番19号上田コーポ201号
債務者　瀬戸口　隆
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７２号
大阪市浪速区浪速西２丁目２番１―307号
債務者　福山　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７９７号
大阪市福島区野田３丁目３番14号、申立時大阪市福島区福島８丁目16番10―805号
債務者　米谷　健一
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７号
大阪市生野区中川西２丁目17番７号
債務者　谷弘美こと　ＬＥＥ　ＨＯＮＧＭＩ
李　　弘美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２号
大阪市淀川区加島４丁目19番15―206号
債務者　岡田ヤス子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９８号
大阪市旭区中宮５丁目１番１―303号
債務者　和田紀美子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０６号
大阪市西成区山王３丁目９番24号　山王プラザ　203号
債務者　與那嶺千枝美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２４号
大阪市平野区瓜破東３丁目６番７号
債務者　羽根　慶美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９５号
東京都荒川区東日暮里４丁目10―12―202
債務者　菅井みどり
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１７号
東京都練馬区下石神井４丁目７―16―307
債務者　青木　和也
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１８号
東京都国立市北３丁目27―17―302
債務者　八鍬　大海
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２４号
東京都足立区青井２丁目16―１―304　グリーンパーク五反野９
債務者　小山　恵子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２６号
東京都板橋区中丸町20―３
債務者　岡　よう子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５３号
神奈川県横浜市青葉区荏田町321―４―202
債務者　田村　　愛
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５４号
東京都江東区千石１丁目８―12―702
債務者　白井　初美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６１号
東京都杉並区高井戸西３丁目７―32
債務者　今井由佳里
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部